

この国のあり方に関する研究会設置要綱

H 2 1 . 9 . 1 0

1 設置目的

全国知事会に「この国のあり方に関する研究会」(以下「研究会」という。)を設置し人びとが将来に希望を持ち、安心して暮らすことができる社会を再構築し、わが国の再生につなげるため、「この国のあり方」そのものについて議論を深め、政府や国民一般に広く明示していくことを目的とする。

2 組織及び構成等

(1) 研究会の位置付け及び座長の選任等

研究会は、あらかじめ研究会に参加を表明した知事をもって組織する。

座長は、全国知事会会長が指名した知事とする。

座長を補佐するため、座長が指名する座長代理を置くことができる。

(2) 顧問の設置

有識者の中から、必要に応じ顧問を置くことができる。

3 研究会の運営

(1) 研究会は、研究会構成知事本人のおおむね 1 / 4 以上の出席をもって開催することとする。

(2) 会議は、知事本人による研究討議方式とし、非公開とする。

(3) 研究会に提出する案件は、開催日程調整後、原則として、研究会構成知事に送付するものとする。

なお、やむを得ず研究会に出席できない知事は、案件に対し、書面による意見を提出することができるものとする。

(4) 会議終了後、必要に応じ、座長又は座長代理は、記者会見を行い、会議の概要を発表するものとする。

4 設置期間

研究会の設置期間は、この要綱施行の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、協議により、必要に応じ延長するものとする。

5 事務

研究会の事務は、座長県と全国知事会事務局が協力して処理する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、その他運用に必要な事項は、座長が別に定める。

7 施行

この要綱は、平成 2 1 年 9 月 1 0 日から施行する。

この国のあり方に関する研究会委員名簿

(H21.9.10 現在)

座長	三重県知事	野呂昭彦
座長代理	愛媛県知事	加戸守行
	秋田県知事	佐竹敬久
	岩手県知事	達増拓也
	山形県知事	吉村美栄子
	福島県知事	佐藤雄平
	新潟県知事	泉田裕彦
	群馬県知事	大澤正明
	栃木県知事	福田富一
	茨城県知事	橋本昌
	埼玉県知事	上田清司
	山梨県知事	横内正明
	静岡県知事	川勝平太
	富山県知事	石井隆一
	福井県知事	西川一誠
	滋賀県知事	嘉田由紀子
	京都府知事	山田啓二
	奈良県知事	荒井正吾
	和歌山県知事	仁坂吉伸
	鳥取県知事	平井伸治
	高知県知事	尾崎正直
	佐賀県知事	古川康
	宮崎県知事	東国原英夫
	沖縄県知事	仲井眞弘多

顧問 関西学院大学人間福祉学部教授
地方財政審議会会長 神野直彦

今後の検討項目

0 研究の趣旨

生活者に身近な地方の視点から、人々が将来に希望を持ち、安心して暮らすことができる社会を再構築し、わが国の再生につなげるため、「この国のあり方」そのものについて検討を深め、政府や国民一般に広く議論を喚起する。

1 わが国に漂う不安感、閉塞感

少子高齢化、人口減少およびグローバル化とあいまって、わが国に漂っている不安感や閉塞感の背景となっている課題等について分析。

- 1) 経済面：産業構造の転換への対応 労働市場の二極化 等
- 2) 生活面：所得の確保と自立への不安 セーフティネットの機能不全 絆の崩壊 等
- 3) 政治面：不信感 不公平感 閉塞感 等

2 福祉政策と雇用政策の国際比較から見たわが国の特徴と方向性

全国知事会自主調査報告書に基づき、福祉政策、雇用政策の国際比較から見たわが国の特徴と方向性を検討

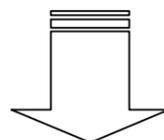
- 1) 福祉政策からのアプローチ
- 2) 雇用政策からのアプローチ
- 3) わが国の特徴と今後の方向性

3 わが国の目指すべき社会の方向性

- 1) 基本的な考え方
ア あらゆる場面で社会に参画できる社会 イ 支えあいと信頼の社会
- 2) 目指すべき社会像
生き生きと働ける社会
生涯を通じて不安のない社会
家族と地域の絆が育まれている社会

4 「この国のあり方」の実現に向けて

- 1) 政策の方向性
生き生きと働ける社会
生涯を通じて不安のない社会
家族と地域の絆が育まれている社会
- 2) 政府の方向性
大きさから見た政府のあり方
サービス供給から見た政府のあり方
財政から見た政府のあり方
信頼性から見た政府のあり方



研究成果を反映

具体的な制度設計にかかる議論

全国知事会の「道州制特別委員会」、「地方分権推進特別委員会」等の各委員会で議論